

松江市告示第 8 号

松江市木造住宅耐震改修事業費補助金交付要綱（平成 20 年松江市告示第 174 号）の一部を次のように改正する。

令和 2 年 1 月 14 日

松江市長 松 浦 正 敬

次の表により、改正前欄に掲げる規定の下線を付した部分は、これに対応する改正後欄に掲げる規定の下線を付した部分のように改め、改正後欄に掲げる規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加え、改正前欄に掲げる規定で改正後欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを削る。

改正後	改正前
<p>(定義)</p> <p>第 2 条 略</p> <p>(1)・(2) 略</p> <p>(3) 耐震改修工事 既存木造住宅の地震に対する安全性の向上を目的として実施する改修工事又は<u>建替工事</u>であつて、その工事前の耐震診断の上部構造評点が 1.0 未満であり、その工事後の耐震診断の上部構造評点が 1.0 以上となる工事をいう。</p> <p>(4) 耐震補強等計画 耐震改修工事(<u>建替工事</u>を除く。)を実施するために行う補強計画(島根県耐震改修設計施工技術者名簿に登録された者のうち、建築士資格を有するもの又は同等のものとして市長が認める技術者により設計されたものに限る。)又は地震に対する安全性の向上を目的とする<u>建替工事</u>を実施するた</p>	<p>(定義)</p> <p>第 2 条 略</p> <p>(1)・(2) 略</p> <p>(3) 耐震改修工事 既存木造住宅の地震に対する安全性の向上を目的として実施する改修工事又は<u>建て替え工事</u>であつて、その工事前の耐震診断の上部構造評点が 1.0 未満であり、その工事後の耐震診断の上部構造評点が 1.0 以上となる工事をいう。</p> <p>(4) 耐震補強等計画 耐震改修工事(<u>建て替え工事</u>を除く。)を実施するために行う補強計画(島根県耐震改修設計施工技術者名簿に登録された者のうち、建築士資格を有するもの又は同等のものとして市長が認める技術者により設計されたものに限る。)又は地震に対する安全性の向上を目的とする<u>建て替え工事</u>を実施するた</p>

めに行う計画をいう。

(補助の対象等)

第3条 略

略	
補助金の交付の目的	木造住宅の耐震改修工事に要する経費に対し補助金を交付することにより、大地震発生時の住宅の倒壊を防止し、市民の生命を守り、本市の防災性能を高め安心安全なまちづくりを推進することを目的とする。
略	
補助対象事業費	交付対象建築物所有者が交付対象建築物に対して行う耐震補強等計画、耐震改修工事 (建替工事にあつては、解体除却に要する経費を含む。) 又は解体除却 (以下「耐震改修等」という。) に要する経費とする。
補助金の額	次の各号に掲げる 耐震改修等の区分 に応じ、当該各号に定める額とし、補助金の額に1,000円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てる。 (1) 耐震補強等計画 補助対象事業費の3分の2以内の 額(上限40万円) (2) 耐震改修工事 ア 中心市街地細街路沿線の木造住宅 _____ 補助対象事業費(1平方メートル当たり 34,100円 を限度とする。以下この号において同じ。)に0.30を乗じて得た額 (上限100万円)

めに行う計画をいう。

(補助対象建物)

第3条 略

略	
補助金の交付の目的	木造住宅の耐震改修工事に要する経費に対し補助金を交付することにより、大地震発生時の住宅の倒壊を防止し、市民の生命を守り 又 、本市の防災性能を高め安心安全なまちづくりを推進することを目的とする。
略	
補助対象事業費	交付対象建築物所有者が交付対象建築物に対して行う耐震補強等計画、耐震改修工事 及び解体除却 _____に要する経費とする。
補助金の額	次の各号に掲げる _____ 額とし、補助金の額に1,000円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てる。 (1) 耐震補強等計画 補助対象事業費の3分の2以内 とし、40万円を上限とする。 (2) 耐震改修工事 ア 中心市街地細街路沿線の木造住宅 においては、 補助対象事業費(1平方メートル当たり 33,500円 を限度とする。以下この号において同じ。)に0.30を乗じて得た額 とし、100万円を上限とする。

	<p>イ 中心市街地細街路沿線以外 の木造住宅 <u>補助対象事業費</u> に 0.23 を乗じて得た額(上限 75 万円)</p> <p>(3) 解体除却 補助対象事業費 に 0.23 を乗じて得た額。 <u>ただ</u> <u>し</u>、中心市街地細街路沿線の木 造住宅に <u>あつては上限</u> 35 万 円、中心市街地細街路沿線以 外の木造住宅に <u>あつては上限</u> 28 万円</p>		<p>イ 中心市街地細街路沿線以外 の木造住宅においては、 0.23 を乗じて得た額とし、75 万円を上限とする。</p> <p>ウ <u>建て替え工事の場合には、</u> <u>ア又はイに規定する額を補助</u> <u>する。この場合において、建</u> <u>て替え工事に伴う解体除却に</u> <u>要する費用は、当該工事の費</u> <u>用を含むものとする。</u></p> <p>(3) 解体除却 補助対象事業費 に 0.23 を乗じて得た額とし 、中心市街地細街路沿線の木 造住宅においては 35 万 円を、中心市街地細街路沿線以 外の木造住宅においては 28 万円を上限とする。</p>
終期	<u>令和 2 年 3 月 31 日</u>	終期	<u>平成 32 年 3 月 31 日</u>

附 則

この告示は、令和 2 年 1 月 14 日から施行する。